

**「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）」への
パブリックコメントの実施について**

京都市では、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であるとの考えのもと、昭和62年に「京都市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を、平成5年には、「京都市個人情報保護条例」（以下「現行条例」という。）を制定し、国より先んじて個人情報保護の仕組みづくりを進めてきました。

一方、国においては、個人情報保護法が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通ルールが適用されることとなりました（令和5年4月から施行予定）。現行条例の規律する部分の大半は、改正法に移行することになります。

本市では、これまで約30年にわたり、現行条例に基づき個人情報保護制度を運用し、市民の皆様と行政との信頼関係を構築してきたことから、改正法への移行後も、この実績を活かして、円滑な制度運営を継続する必要があります。

そこで、本市は、法改正に伴う個人情報保護制度の見直しのあり方について、令和3年8月、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問したところ、審議会においては慎重な審議を経て、この度、答申（案）をとりまとめられたところです。

今般、答申（案）に関し、パブリック・コメントを実施したいと考えますので、御報告申し上げます。

1 京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）

別紙のとおり

2 パブリック・コメントの実施について**(1) 募集期間**

令和4年6月24日（金）から7月25日（月）まで ※必着

(2) 募集方法

市役所庁舎案内所、情報公開コーナー、区役所・支所、図書館等で意見募集冊子を配布するとともに、京都市ホームページにも掲載

(3) 提出方法

郵送、FAX、電子メール、京都市ホームページの入力フォーム、持参

3 これまでの主な経過及び今後の予定

時 期	内 容
令和3年 5月	個人情報保護法改正（地方公共団体については令和5年4月施行）
令和3年 8月	京都市長から、京都市情報公開・個人情報保護審議会に対して、京都市における個人情報保護制度の見直しに関し、諮問
令和3年10月～	京都市情報公開・個人情報保護審議会に制度部会を設け、新制度に関する審議を実施
令和4年 6月	京都市情報公開・個人情報保護審議会、答申（案）作成

（裏面あり）

時 期	内 容
令和4年 6月24日(予定)	パブリックコメントの実施
令和4年 8月(予定)	京都市長に答申を提出
令和4年11月(予定)	京都市個人情報保護条例改正の議案の提出
令和5年 4月～	個人情報保護法の施行及び新条例の施行(予定)